

平成二十六年九月 定例会の概要

平成二十六年九月定例会は、九月一日に開会し、十八日まで十八日間の会期で開きました。

定例会初日の一日には、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

三日から五日には、十三名の議員が一般質問を行い、五日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

八日、九日、十日及び十二日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の十八日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は九議案を可決、六議案を認定、一議案を可決及び認定しました。引き続き、平成二十五年度島原市一般会計歳入歳出決算の議案が上程され、議案質疑の後、決算審査特別委員会を設置のうえ付託し、継続審査としました。

また、委員会提出議案の「農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する意見書」、「手話言語法制定を求める意見書」を可決し、閉会しました。

議会ひとくちメモ (39)



○意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。

議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会または関係行政庁に提出できます。

意見書のあて先のうち、国会については衆議院、参議院のそれぞれの議長となります。

また、関係行政庁については、意見書を直接処理する行政庁であれば、国の機関、地方公共団体の機関のいずれでも構いません。

意見書の提出を受けた機関は、受理の義務はあっても、回答したり、その他積極的行為を行う法的な義務はありません。

意見書を提出する要因は、おおむね次の二つに大別することができます。

- ① 当該地方公共団体の住民から、国政事務または法定受託事務について制度の改善または新設を促進されたいという請願、陳情や住民運動がある場合
- ② 国政に反映させるために、当該議会独自の意思に基づく場合

九月

会期日程

一日(月)	本会議	議案上程、説明
二日(火)	休会	議案調査
三日(水)	本会議	一般質問(五名)
四日(木)	本会議	一般質問(五名)
五日(金)	本会議	一般質問(三名)
六日(土)	休会	議案質疑、委員会付託
七日(日)	休会	
八日(月)	委員会	付託案件審査(総務委員会)
九日(火)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十日(水)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十一日(木)	休会	議事整理
十二日(金)	委員会	付託案件審査(予算審査特別委員会)
十三日(土)	休会	
十四日(日)	休会	
十五日(月)	休会	
十六日(火)	休会	議事整理
十七日(水)	休会	議事整理
十八日(木)	本会議	委員会審査報告、表決、議案上程、説明、質疑、委員会付託